

ローズ・コモディティ株式会社

(2007年度版)

【はじめに】

本書は、平成19年3月期における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

- 「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- 「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「財務の概要」 平成19年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主要株主名」 所有株式数の多い株主10名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「役員の状況」 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- 「従業員の状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

- 「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び当業界を取巻く環境」 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」 当社の平成18年度における業績について記載しています。
- 「対処すべき課題」 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- 「受託業務管理規則」 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額（*）}}{\text{リスク額（*）}} \times 100$$

(* 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則(以下、「施行規則」という。)第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額(「市場リスク」という。)と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額(「取引先リスク」という。)とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。)

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{資本金額}} \times 100$$

(* 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額（*）}} \times 100$$

（*「純資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。）

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額（*）}} \times 100$$

（*「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。）

純資産額と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

会社名等

商品取引員名 ローズ・コモディティ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 榊原 秀一
所 在 地 大阪市西区土佐堀1丁目3番7号
電 話 番 号 06 - 6441 - 3521 (代)

会社の沿革

当社は、昭和31年5月17日、呉羽紡績株式会社（後に東洋紡績株式会社と合併となる）支配下のアヤ八商事株式会社を精算するに際し、アヤ八商事が取得していた、大阪三品、大阪化学繊維取引所の仲買人の権利を主体とした部門を分離し「広商事株式会社」として設立いたしました。

年 月	概 要
昭和31年 5月	アヤ八商事を精算するにあたり、広商事株式会社を大阪市東区淡路町2丁目20番地に資本金2千万円にて設立する。
昭和33年 8月	名古屋出張所開設。
昭和44年 3月	資本金を6千万円に増資。
昭和46年 6月	大阪穀物取引所穀物市場・神戸ゴム取引所ゴム市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和46年 7月	神戸支店開設。
昭和49年10月	資本金を1億2千万円に増資。
昭和50年 9月	本店を大阪市西区阿波座1丁目10番14号に移転。
昭和50年12月	資本金を1億6千万円に増資
昭和51年 4月	名古屋出張所を支店とする。東京繊維商品取引所綿糸市場、毛糸市場市場商品取引員の許可を受ける。東京支店開設。
昭和57年 2月	資本金を2億6千万円に増資。
昭和58年 3月	東京金取引所金市場会員に加入。名古屋繊維取引所綿糸市場、毛糸市場、スフ糸市場商品取引員の許可を受ける。
昭和58年12月	資本金を5億5千万円に増資。
昭和59年 2月	東京穀物取引所穀物市場会員に加入。

昭和59年10月	横浜生糸取引所生糸市場商品取引員の許可を受ける。 横浜支店開設。
昭和60年 3月	渋谷支店開設。
昭和60年 6月	資本金を6億4千万円に増資。
昭和60年10月	東京工業品取引所貴金属市場商品取引員の許可を受ける。
昭和63年12月	東京工業品取引所ゴム市場商品取引員の許可を受ける。
平成 3年 8月	大阪砂糖取引所砂糖市場商品取引員の許可を受ける。
平成 5年 8月	本店を大阪市西区京町堀1丁目4番16号に移転。
平成 7年 1月	神戸ゴム取引所天然ゴム指数市場商品取引員の許可を受ける。
平成 7年 2月	新宿支店を開設に伴い渋谷支店・神戸支店を廃止。
平成 8年 3月	豊橋乾繭取引所繭糸市場商品取引員の許可を受ける。 資本金を8億1千6百万円に増資。
平成 9年 1月	東京工業品取引所アルミニウム市場会員に加入。
平成 9年12月	商号を株式会社アムパックに変更
平成10年 4月	横浜支店を新宿支店へ統合
平成10年 8月	関西商品取引所農産物飼料指数市場会員に加入。
平成11年10月	東京神田支店と新宿支店を統合 東京支店とする。
平成12年 6月	東京工業品取引所石油市場会員に加入。
平成12年12月	商号をローズ・コモディティ株式会社に変更
平成13年 5月	横浜商品取引所農産物市場会員に加入。
平成13年 9月	東京工業品取引所(石油市場)原油取引開始。
平成13年10月	東京穀物商品取引所農産物市場会員に加入。
平成13年12月	名古屋支店移転。
平成14年 2月	大阪商品取引所天然ゴム指数取引員脱退。
平成14年 6月	中部商品取引所石油市場会員に加入。関西商品取引所水産物市場会員に加入。
平成14年 7月	横浜支店開設。
平成14年12月	本社を大阪市西区土佐堀1丁目3番7号に移転。外国為替証拠金取引「ローズFX」取引開始。
平成15年 7月	東京支店を東京都港区芝3丁目8番2号に移転し、呼称を東京支社に変更。
平成17年 6月	名古屋支店及び横浜支店を廃止。 東京工業品取引所アルミニウム市場会員脱退。
平成17年 7月	外国為替証拠金取引「ローズFX」受託廃止。 横浜商品取引所脱退。(繭糸市場及び農産物市場受託会員)
平成18年 4月	東京支社を東京都千代田区九段南3丁目9番14号(現在の場所)に移転。

会社の目的

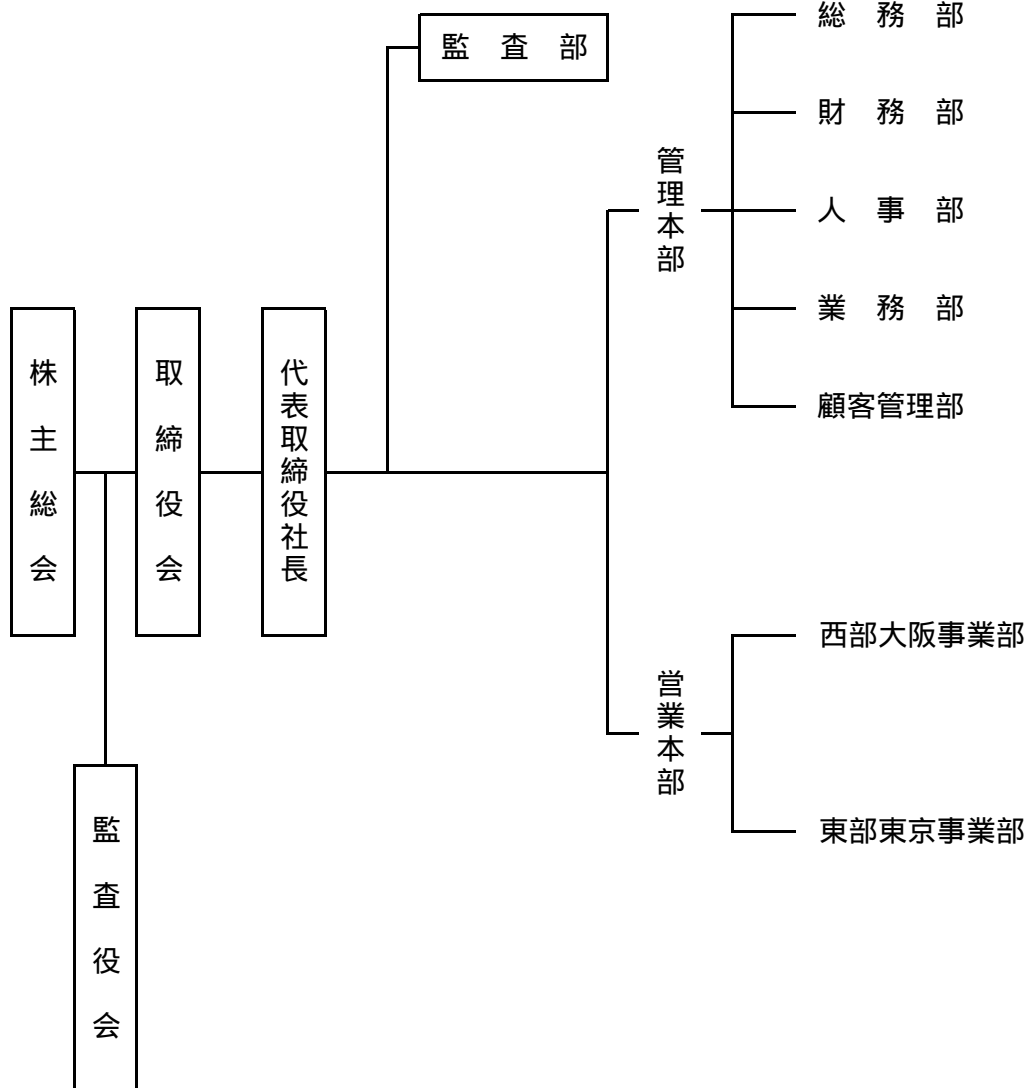
- (a) 商品取引所法に基づく商品取引所に上場されている各商品の先物取引、現金決済取引、指数先物取引、オプション取引（以下「上場商品の取引等」という）を行う業務
- (b) 上場商品の取引等の受託を行う業務
- (c) 商品投資に係わる事業の規制に関する法律に基づく商品投資販売業および商品投資顧問業
- (d) 海外商品市場における先物取引の受託に関する法律に基づく海外商品市場における上場商品の先物取引の受託の業務
- (e) 非鉄金属・軽金属・鉄鋼・合金鉄・繊維および衣料用繊維製品・医療機械器具・歯科材料・石油および石油製品・ゴム・砂糖・塩・農産物およびその加工品・茶・飼料・ココア・コーヒー・油脂・綿花・羊毛・麻・香料・香辛料の輸入および販売業
- (f) 有価証券の売買
- (g) 外国為替の取引、並びにそれらの先物売買、受託、取次、仲介及び代理業
- (h) 金融先物取引法に基づく金融先物取引業
- (i) 前各号に付随する一切の業務

(注) 上記のうち _____ 線部分の事業は現在行っておりません。

事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ．商品市場における受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

(許可番号：農林水産省指令17総合第34号、平成17・04・05商第3号)

市場名 取引所名	貴 金 属	石 油	ゴ ム	農 産 物	水 産 物	上場商品名
東京工業品取引所						金・銀・白金・パラジウム
						RSS3号
						原油・ガソリン・灯油
東京穀物商品取引所						一般大豆・Non-GMO大豆・大豆ミール 小豆・とうもろこし・アビカヒ生豆 ロスタコヒ生豆・生糸・野菜
中部大阪商品取引所						ガソリン・灯油・軽油
関西商品取引所						米国産大豆・小豆・とうもろこし 大豆ミール・プロイラー
						冷凍えび

ロ．商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 主たる業務

該当事項はありません。

営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本 社	大阪府大阪市西区土佐堀 1 丁目 3 番 7 号	06-6441-3521
東京支社	東京都千代田区九段南 3 丁目 9 番 1 4 号	03-3238-7465

財務の概要

決算年月 平成19年3月期

(a) 資本金	816,000 千円
(b) 純資産額 *1	1,008,105 千円
(c) 総資産額	2,585,335 千円
(d) 営業収益	1,311,385 千円
(うち、受取委託手数料)	(1,319,327 千円)
(e) 経常損失	147,643 千円
(f) 当期純損失	286,691 千円

*1 純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

(注) 商品取引所法第193条第2項に基づく同法施行規則第81条の規定により当社が商品取引員として求められている最低の純資産額は1億円以上であります。

発行済株式総数

発行済株式の総数 1,500,000株 (平成19年3月31日現在)

(注) 当社の株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧ 主要株主名（上位10名）

氏名又は名称	所有株式数	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合
	千株	%
榊 原 秀 一	565	37.6
日 栄 興 商 (株)	270	18.0
エヌ・アイ・エフSMBCベンチャーズ(株)	140	9.3
逆 瀬 川 弘 毅	64	4.2
広 友 会	46	3.1
中 野 賢 治	37	2.4
伊 藤 孝	35	2.3
村 岡 秋 雄	25	1.6
藤 田 家 義	23	1.5
田 中 正 之	23	1.5
計	1228	81.5

⑨役員状況

氏名及び役名	氏名 生年月日	所有 株式数
代表取締役社長	榊原 秀一 昭和35年01月05日	千株 565
常務取締役	藤澤 欽弥 昭和37年05月16日	13
取締役	鈴木 啓二 昭和35年07月02日	20
取締役	古谷 公令 昭和33年04月25日	9
取締役	藤田 家義 昭和35年06月21日	23
取締役	上田 泰義 昭和38年09月07日	11
取締役	若松 昭彦 昭和42年03月29日	0
監査役 (常勤)	水岡 義修 昭和21年04月14日	7
監査役 (非常勤)	榊原 照次 昭和14年02月21日	
監査役 (非常勤)	大嶽 芳枝 昭和3年01月30日	
計	10	648

(注) 1. 監査役の榊原照次・大嶽芳枝は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 所有株式数の千株未満は切り捨てております。

従業員の状況

	総 計	男女別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従 業 員 数	90人	75人	15人	64人	26人
平 均 年 齢	31.4才	32.4才	26.4才	30.4才	36.4才
平 均 勤 続 年 数	6.5年	7.5年	3.7年	5.5年	10.4年
外 務 員 数	81人	73人	8人	***	***

2. 営業の状況

営業方針

当社は「顧客第一主義」の経営理念のもとに、総合的情報をお客様に迅速にわかりやすくお伝えするサービス体制の強化に努めております。

取り扱い商品の基本的な相場要因となる需要供給の動向に加え、国際的な商品の値動きに大きな影響を及ぼす為替の動向や、その他経済の動きを含めた各種情報の収集及び分析を充実させ、これを的確に提供していくことが可能な体制を目指しております。

さらに、お客様から求められる様々な要求に対して満足していただける対応力を養い、積極的に営業活動を展開するとともに、お客様の資産をお預かりする商品取引員として財務体質の強化に努めております。

受託業務につきましては、お客様の大切な資産をお預かりするという責任とその信頼にお応えすることを第一と考え、先物取引に馴染みが少なく新たに取り組まざるお客様には、3カ月の間取引枚数を抑制していただき、その間に商品先物取引に対する理解を十分深めていただいております。

一方管理部門では、お客様との取引状況が円滑に行われているか、行き過ぎた営業が行われていないか等の監視機能を十分に発揮できる様に管理本部の下でお客様からの苦情や相談にも迅速に対応できる様、専従部門を設置しております。また、企業経営の全般をチェックするために社長直属の部門として監査部を設けております。

社員教育については、新入社員に対しては、当初徹底した基礎教育、専門教育を行いその後、営業実践教育、総合教育の4段階を行います。

中堅社員に対しては、お客様の良き相談員となれる様なトータルアドバイザーとしての知識習得を目指し、金融や財務分析など幅広い教育を実施し、有能な人材を育成するための一貫した教育システムを採用しております。

なお、当社は、信用業務としてのステイタスの確立、優れた人材の確保を図り、業界第一の優良企業を目標として努力して参ります。

当社及び当業界を取り巻く環境

平成18年度中わが国経済は、混迷するイラク情勢、イラン核施設問題など背景とした原油供給に対する不透明感に加え、経済が急発展している中国やインドなどがエネルギー消費を急拡大させていることなどから、原油価格の高騰を招き、世界的にインフレに対する警戒感が高まる中、企業収益の拡大や堅調な設備投資、雇用情勢の大幅な改善、個人消費の拡大により概ね好調に推移いたしました。

このような情勢のなか、商品先物市場においては、エネルギー相場の大きな変動や、インフレ懸念を背景とした貴金属相場の高騰、バイオ燃料が注目を集める中、コーンなどの穀物相場も大きく変動するなど激しい相場展開が見られました。しかしながら平成17年5月施行された改正商品取引所法により商品取引員の経営環境が激変し、その影響が色濃く残り続け、各取引所の出来高が減少し、平成18年12月に関西商品取引所と福岡商品取引所、平成19年1月に大阪商品取引所と中部商品取引所が合併するなど、業界全

体が厳しい経営を強いられた一年となりました。

当社では平成18年早々に東京支社の移転、本社事務所を大幅縮小し、また、合理化による人員整理など厳しい経費節減策に取り組みました。平成19年度は更なる人件費の削減、並びに本社ビルの移転を予定するなど、徹底した経費削減策の実施が確定しております。営業面におきましては、当社主力商品である貴金属及びエネルギー相場の乱高下が激しいため、委託者の取引参加に対する警戒感が強く、思うように新規委託者の参入を図ることが出来ず、受取委託手数料が1,319百万円で前期比29%減となりました。また、東京支社移転費用及び本社事務所縮小費用45百万円を特別損失として計上するとともに、繰延税金資産62百万円を取崩した結果、当期純損失を286百万円計上する事となりました。

今後、商品先物市場は証券市場や外為市場などと統合した総合取引所に組み込まれるという政府案が提出されるなど、より一層の発展が期待されております。当社におきましては徹底した経費削減を推し進めた結果、業績向上を成し得る体制は整いましたので、平成19年度は一層の顧客満足度の向上に努めるとともに、皆様にご満足いただける業績を残すべく、全社一丸となって取り組んで参る所存でございます。

営業の経過及び成果

(1) 受取手数料部門

当期は当社主力商品である貴金属およびエネルギー相場の乱高下が激しいため、委託者の取引参加に対する警戒感が強く、思うように新規委託者の参入を図ることが出来ず、受取委託手数料が1,319百万円で前期比29%減となりました。

(2) 売買損益部門

慎重にディーリング対応した結果、貴金属市場と農産物市場では利益を上げましたが、価格変動が激しい石油市場では損失となり、794万円の損失を計上致しました。

以上の結果、当期の営業収益は13億1138万円となり、営業費用が14億8566万円であった為、営業損失 1億7427万円、経常損失 1億4764万円、当期損失 2億2307万円となりました。事業年度における受取手数料及び売買損益は、次の通りであります。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第 5 1 期 (自 平成18年4月 1日) (至 平成19年3月31日)
商 品 先 物 取 引	
農 産 物 市 場	63,818
貴 金 属 市 場	1,205,364
石 油 市 場	47,637
ゴ ム 市 場	4,752
繭 糸 市 場	0
委 託 者 未 収 手 数 料	2,244
合 計	1,319,327

(注) 1. 消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第 5 1 期 (自 平成18年4月 1日) (至 平成19年3月31日)
商 品 先 物 取 引	
農 産 物 市 場	36,203
貴 金 属 市 場	1,456
石 油 市 場	45,079
ゴ ム 市 場	522
合 計	7,941

(注) 1. 消費税は含まれておりません。

2. 千円未満切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

期 別 内 訳 商 品 市 場 名	第 5 1 期 (自 平成18年4月 1日) (至 平成19年3月31日)		
	委託	自己	合計
商品先物取引			
農 産 物 市 場	36,867	35,288	72,155
貴 金 属 市 場	171,255	59,498	230,753
石 油 市 場	27,761	18,378	46,139
ゴ ム 市 場	2,723	1,114	3,837
合 計	238,606	114,278	352,884

(注) 売買高には受渡しによる決済数量は含まれておりません。

対処すべき課題

今後の対処すべき課題と致しましては、エネルギー相場や貴金属相場の高騰に見られるように、ますます混迷さを増す世界経済を背景に、商品先物取引に対する投資ニーズは飛躍的に高まるものと予想されますので、その顧客ニーズに応えることができるよう、コンプライアンスを最優先した内部統制システムのもと、対面営業を軸に社員一人一人の質を高めるべく社員教育に力を注ぎ、貴金属、エネルギー、及び穀物商品を中心に専門知識を更に高め、顧客ニーズに合致した営業スタイルを確立して参ります。尚、これからの商品先物取引業界には不可欠なインターネット取引の導入に向け、引き続き研究開発を進めて参ります。

受託業務管理規則

(目 的)

第1条 この規則は、商品先物市場における適正な委託の勧誘、取引の受託及び委託者の保護育成を図るため、受託業務の運営及びその管理について必要な事項を定める。

(管理体制)

第2条 当社は、受託業務の適正かつ的確な運営を図るため、顧客管理部を主体として、本店及び従たる営業所に管理担当班を設置し管理担当責任者を置くものとする。

- 2 受託業務に係わる総括管理、指導及び次条に定める管理担当班の職務の統括調整を行うため、総括責任者を置くものとする。
- 3 総括責任者を補佐し受託業務の適正な運営及び管理指導を行うため、副総括責任者を置くものとする。但し、第7条第3項の審査又は、第8条第2項第4号の審査を代行した時は、速やかに総括責任者の点検を受けて、承認を得るものとする。
- 4 総括責任者、副総括責任者及び管理担当責任者は次の者とする。
 - (1) 総括責任者は、管理部門に属する取締役以上の役員とする。
 - (2) 副総括責任者は、顧客管理部若しくは業務部の部長又はこれに準ずる者とする。
 - (3) 管理担当責任者は、本店及び従たる営業所の管理部門責任者とする。

(管理担当班の職務)

第3条 管理担当班の職務は次の通りとする。

- (1) 第5条に定める「商品先物取引口座設定申込書」に基づく告知内容の精査及び確認、顧客の選別並びに受託の適否の審査
- (2) 顧客管理のための「顧客カード」の整備
- (3) 「商品先物取引未経験委託者からの受託に係る取扱要領」に基づく審査
- (4) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙及び委託者の理解度を向上させるために必要な措置
- (5) 外務員等に対する関係法令、諸規則等の遵守に係る指導及び遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適正な措置
- (6) 委託者の属性(投資可能資金額、資産、取引経験等)等からみて、不相应と判断される取引の抑制
- (7) 習熟期間中の委託者に対する取引内容等の精査及び担当外務員等への指導
- (8) 委託者からの苦情・紛争等に対する適正な対応及び過去に恣意的に紛議を多発した委託者の参入予防措置
- (9) 取引内容に異常な兆候が認められた場合の迅速適切な措置

(迷惑勧誘行為の禁止、告知、意思確認、再勧誘禁止とその防止措置及び説明義務の履行等)

第4条 当社は、次の各号に掲げる迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘は行わないものとする。ただし、顧客の指示又は承諾がある場合はこの限りではない。

- (1) 深夜、早朝等迷惑となる時間帯での電話又は訪問による勧誘

- (2) 顧客の意思に反する長時間に亘る勧誘
 - (3) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせる勧誘
 - (4) 顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法での勧誘
- 2 当社は、商品先物取引の委託の勧誘に先立って、顧客に当社の商号、登録外務員の氏名及び商品先物取引の勧誘である旨を告知した上で、顧客に勧誘を受ける意思の有無を確認するものとし、これら告知及び意思の確認について「顧客カード」に記載するほか、これらの意思確認、売買指示に係る取引意思の確認及びその意思通りに執行したことについて、外務員日誌等に記載し、取引終了後3年間保管するものとする。また、取引意思の確認については顧客に対して「商品先物取引口座設定申込書」に署名、捺印を求めて行うものとする。
 - 3 前項の勧誘時の意思確認において、顧客が勧誘を希望しない旨又は商品先物取引の委託をしない旨の意思表示をした場合には、当該委託者には勧誘しないものとし、これら勧誘及び委託を拒否した顧客については、社内に周知するとともに名簿等(入手後の名簿等は複写不可)の当該顧客情報を削除すること等により、再勧誘を行わないよう防止措置を講ずるものとする。
 - 4 当社は、商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、受託契約準則、「商品先物取引 委託のガイド」等の関係書面を交付し、それらを用いて次の事項を分かり易く説明し、理解の確認を行っていくものとする。なお、理解の確認にあたっては、まず、第1号及び第2号に係る説明をし、その理解の確認を書面によって行い、その後その他の事項について説明しその理解の確認を書面により行うものとする。
 - (1) 商品先物取引は、その担保として預託する取引証拠金等の額に比べて、その10～30倍にもなる過大な取引を行うものであること
 - (2) 預託した取引証拠金等の額以上の損失が発生するおそれがあること
 - (3) 取引証拠金等の制度、種類及びその発生のおそれ等に関する事項
 - (4) 委託手数料の額、委託手数料の制度及びその徴収時期等に関する事項
 - (5) 商品取引員の禁止行為に関する事項
 - (6) その他「商品先物取引 委託のガイド」に記載する、主務省令で定められた事項

(適合性の審査)

- 第5条 当社は、不適格者の参入防止と適合性を満たす委託者の参入拡大を図るため、顧客より「商品先物取引口座設定申込書」の差し入れを受けるものとする。
- 2 顧客の属性の把握と適合性の審査のため、「商品先物取引口座設定申込書」に設けられた次の項目について、顧客に記入を求め申告を受けるものとする。但し、投資可能資金額については、損失を被っても生活に支障のない範囲で設定すべきものであること及び、取引の過程で損失が発生した場合は、投資可能資金額から損金額が減額されるものであることを、分かり易く説明した上で、申告を受けるものとする。
 - (1) 氏名・性別・生年月日・年齢・住所・電話番号・家族構成
 - (2) 職業・勤務先名・役職・勤務年数・勤務先住所・電話番号
 - (3) 財産・収入状況
 - (4) 商品先物取引の経験の有無及びその程度
 - (5) 証券投資等の経験の有無及びその程度
 - (6) 投資可能資金額
 - (7) 商品先物取引の仕組みの説明及び理解度の確認
 - (8) その他必要と認める事項

- 3 管理担当班は、「商品先物取引口座設定申込書」による申告内容等を、直接顧客へ連絡して確認を行い、更に、投資可能資金額について、顧客が、その意味をよく理解した上で設定されているか確認した後、管理担当責任者へ報告する。
- 4 管理担当責任者は、管理担当班からの報告内容並びに「商品先物取引口座設定申込書」に基づいて属性等の審査を行い、取引の受託の適否を担当外務員等に通知するとともに、審査結果については、総括責任者若しくは副総括責任者へ、遅延なく報告するものとする。また、審査結果については、審査日、審査過程、最終審査者、取引の受託の適否及びその判断根拠等の審査記録を、第6条で定める「顧客カード」に記載するものとし、取引終了後3年間保管するものとする。
- 5 第4項の審査が終了するまでは、約諾書及び取引証拠金の差し入れ、並びに取引の注文は受けないものとする。
- 6 審査の結果、適合性を有しないと判断されたときは、直ちにその勧誘を中止するものとする。
- 7 「商品先物取引口座設定申込書」は、顧客管理部に備え付け、写しを本店及び従たる営業所に備え付けるものとし、取引終了後3年間保管するものとする。

（顧客カードの整備）

- 第6条 当社は、商品先物取引を行おうとする顧客について、次に掲げる事項を記載した「顧客カード」を備え付けるものとする。
- (1) 氏名・性別・生年月日・年齢・住所・電話番号・家族構成
 - (2) 職業・勤務先名・役職・勤務先住所・電話番号
 - (3) 連絡先・書類送付先
 - (4) 財産・収入状況
 - (5) 商品先物取引及び証券取引等の経験の有無及びその程度
 - (6) 投資可能資金額
 - (7) 本人確認事項
 - (8) その他必要と認める事項
 - (9) 商品先物取引受託の適否事項
- 2 「顧客カード」は、担当外務員等が所要の事項を記入の上、管理担当班に提出し、取引の受託の適否及びその判断根拠を記載するものとする。総括責任者又は副総括責任者は、顧客の属性等を再確認し、必要に応じて管理担当責任者等へ指示するものとする。
 - 3 「顧客カード」の記載事項に変更があった場合は、その都度更新し、適切に管理するものとする。
 - 4 「顧客カード」は、すべてを顧客管理部に備え付け、本店及び従たる営業所は自店控えを備え付けるものとし、取引終了後3年間保管するものとする。

（商品先物取引不適格者の参入防止）

- 第7条 当社は、次の各号に掲げる者を、商品先物取引不適格者と規定し、これらの者に対して商品先物取引の勧誘及び受託を行わないものとする。
- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害と認められる者
 - (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
 - (3) 破産者で復権を得ない者
 - (4) 商品先物取引をするための借入れを必要とする者
 - (5) 長期入院中の者で緊密な連絡が取り難い者

- 2 次に掲げる者は、適合性の原則に照らして、原則として不適当な対象者とし、これらの者に対して取引の勧誘及び受託は行わないものとする。
 - (1) 給与所得等の定期的所得以外の所得である恩給、年金、退職金、保険金等により生計をたてている者(年金等の収入が収入全体の過半を占めている場合)
 - (2) 一定以上の収入(年間500万円以上)を有しない者
 - (3) 一定の高齢者(70歳以上の者)
 - (4) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行おうとする者
- 3 前項の第1号及び第2号に該当する者については次の(1)の例外要件を満たしている場合、同第3号に該当する者については次の(2)の例外要件を満たしている場合、同第4号に該当する者については次の(3)の例外要件を満たしている場合であって、それぞれ自書により、自ら原則として不適当と認められる勧誘及び受託の対象者であることを理解しているとともに、これら例外の要件を自ら満たすことについて確認している旨の書面による申告がある場合において、総括責任者が審査の上これを承認したときは、前項の規定にかかわらず、これらの者に対して勧誘及び受託ができるものとする。
 - (1) 顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること及びそれを証明するものがあること
 - (2) 商品先物取引の仕組み・リスク等を十分に理解していること及び、投資可能資金額が老後の生活も考慮した額に設定されていること。ただし、75歳以上の者については、顧客が直近の過去3年以内に延べ90日以上にわたりレバレッジ性のある取引(金融先物取引、有価証券に係る先物取引、外国為替証拠金取引、株式の信用取引等)の経験があり、かつ、商品先物取引の仕組み・リスク等を十分に理解している旨を証明できるものがあること。
 - (3) 新たに申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること及び新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることについて証明するものがあること。
- 4 前項の場合における審査手続きの手順等は、次のとおりとする。
 - (1) 担当外務員は、第2項第1号乃至第3号の顧客については「商品先物取引受託申請書」を、同第4号の顧客については「投資可能資金額を超える申請書及び調書」を作成し、これに当該顧客の自書による前掲の申告書、「商品先物取引口座設定申込書」及び第2項第1号、第2号及び第4号の顧客については投資可能資金額の裏付けを証明するもの、同第3号の該当者については投資可能資金額が老後の生活も考慮した額に設定されていること及び商品先物取引に関して説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していることを証するものを、ただし、75歳以上の者については、十分な投資経験があることを証するものをそれぞれ添付して、第2項第1号乃至第3号の顧客については管理担当班に提出するものとし、同第4号の顧客に関しては管理担当責任者に提出するものとする。
 - (2) 第2項第1号乃至第3号の顧客に係る「商品先物取引受託申請書」の提出を受けた管理担当班は、これらの顧客については電話により理解度及び取引の自己責任を確認後、直接顧客と面談する二重チェックを行い、顧客の適格性、投資可能資金額の適正性並びに取引の意思を再確認し、管理担当責任者が「商品先物取引受託申請書」に確認事項を記入の上、総括責任者へ提出して審査を受けるものとする。また、同第4号の顧客に係る「投資可能資金額を超える申請書及び調書」の提出を受けた管理担当責任者は、

その内容を確認し所見を記入の上、申告書類等を添付して総括責任者へ提出して審査を受けるものとする。

- (3) 前号の審査結果については、審査日、審査過程、最終審査者及びその判断根拠を「商品先物取引受託申請書」又は、「投資可能資金額を超える申請書及び調書」に記載し、取引終了後3年間保管するものとする。
- 5 当社は、第2項第3号に該当しない高齢者(70歳未満の者)についても、損失を被っても老後の生活の備えに支障のない範囲で投資可能資金額が設定されているか、説明を受けた商品先物取引の仕組み・リスク等を十分に理解しているか等について、管理担当責任者が厳格に審査し、必要な措置を講じて、受託の適否を判断するものとする。
- 6 当社は、第1項、第2項に該当しない者であっても、管理担当責任者が、適合性の原則に照らして不相当と認められると判断して、商品先物取引を行うにふさわしくないと認定した者に対しては、委託の勧誘及び受託を行わないものとする。
- 7 取引中の委託者が第1項に該当するおそれがあるときは、総括責任者は、担当外務員等から取引期間中の委託者が第1項に該当すると報告を受けるとともに、第1項に抵触するかどうかの調査を行い、抵触すると判明した場合は、当該委託者に対して、既存建玉の早期手仕舞いと取引終了を要請し、その後の委託は受けないものとする。また、第2項に該当することとなった委託者については、第3項の規定に基づき、総括責任者が当該委託者の取引継続の適否を審査するものとする。
- 8 健全な委託者の参入を図るため、委託者より氏名、年齢、所在等を確認する証明書(免許証等)の提出を受けるものとする。委託者が法人の場合は、登記簿謄本の提出を受けるものとする。

(商品先物取引の未経験委託者の保護措置)

- 第8条 当社は、委託者の保護育成を図るため、商品先物取引の取引経験が直近の3年以内に延べ90日以上有しない者を、未経験委託者として取り扱うこととする。
- 2 未経験委託者については、取引開始の日から3ヶ月間の習熟期間を設け、次の保護育成措置を講ずるものとする。
- (1) 管理担当班は、未経験委託者に対しては習熟期間内において訪問又は電話連絡等により、「商品先物取引 委託のガイド」の内容等について理解度の掌握に努めると共に、必要に応じて助言及び啓蒙を行い、商品先物取引についての十分な理解と認識を求め、委託者の自己責任の徹底を図るものとする。
- (2) 適正な委託者管理を図るため、未経験委託者に対しては習熟期間内において、アンケート調査を実施するものとする。
- (3) 管理担当班は、未経験委託者の取引状況、入金状況等を把握するため、習熟期間中委託者ごとに取引状況調書を作成し、取引内容の精査を行い、これに基づき当該営業部責任者等への指導を行い、委託者の保護育成と適正な受託業務を図るものとする。
- (4) 未経験委託者からの受託にあたっては、委託者保護の徹底とその育成を図るため、習熟期間中における取引量については、「商品先物取引未経験委託者からの受託に係る取扱い要領」(以下「要領」という。)に定める一定取引量の制限措置を講ずるものとする。また、当該委託者から一定取引量を超える取引を希望する旨の要請があった場合には、別に定める「要領」に基づき総括責任者が審査するものとする。

（不正資金の流入防止措置）

第9条 当社は、委託者の横領等による不正資金の流入を防止するため、次の管理措置を講ずるものとする。

- （1）農業・漁業等の協同組合、信用組合、信用金庫等及び公共団体等の公金出納取扱者、金融機関において他人の金銭・有価証券等取扱者、企業の経理・財務担当で金銭、小切手、手形、有価証券等取扱者に該当する委託者については、本人自書による自己が職務上又は職席上その立場にあるか否かの有無、並びに投資可能資金額及び自己資金の範囲内で取引を行うことについて書面による申告と、投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることの証明が出来るものの提出を受けるものとする。総括責任者は、当該委託者からの申出書類等の内容を審査し、担当外務員等に受託の適否を指示するものとする。
- （2）第1号に該当する委託者が、第7条第2項第4号に該当した場合、管理担当班が委託者と面談の上、資金事情の確認を行うものとする。
- （3）第1号に該当する委託者から入金累計額が「商品先物取引口座設定申込書」にある流動資産を超えることとなった場合には、管理担当責任者が委託者と面談の上、資金事情の確認と流動資産変更の書面の差し入れ及び資金の裏付けとなる証明書類の提出を求めるものとする。
- （4）管理担当責任者は、第2号及び第3号に該当する委託者については、取引経過内容を書面で総括責任者へ報告し審査を受けるものとする。
- （5）第3号に該当する委託者から証明書類の提出がない場合は、以後の資金の入金及び建玉を断るとともに、既存建玉を速やかに決済してもらうよう当該委託者に要請するものとする。
- （6）各号に定める審査、調査書類及び証明書類等は、顧客管理部が保管管理し、写しを本店及び従たる営業所に備え付け、10年間保管するものとする。

（取引本証拠金の額等に係る措置）

第10条 当社は、取引本証拠金の額等を次の通り定めるものとする。

- （1）取引本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。
- （2）取引本証拠金の額等に係る社内責任者は総括責任者とし、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に周知するものとする。
- （3）前項に係る記録は業務部が管理し、3年間保管するものとする。

（委託者の管理措置）

第11条 当社は、委託者の保護育成と受託業務の適正な運営のため、管理表等により委託者ごとの取引内容を把握するとともに、適正な委託者管理を行うものとする。

- 2 委託者内容により取引の抑制が必要と判断した場合は、総括責任者が取引量の制限措置を設け、これを超えて受託してはならないものとする。

（委託者の疑義等への対応措置）

第12条 当社は、顧客管理部を主体として本社、東京支社に「お客様相談窓口」を設置し、委託者からの取引等に係る疑義、相談について対応するものとする。

(建玉制限等)

- 第 13 条 当社は、委託者に対し取引所の市場管理要綱において建玉の制限があり、これを遵守しなければならないこと及び、当社規定に基づく取引量の制限措置があることを説明し、理解を得るものとする。
- 2 取引の公正を図るため、委託の注文に係る取引の取扱いは、営業部及び業務部、顧客管理部が担当し、自己の取引に係る取扱いは、市場部が担当するものとする。

(受託業務における禁止行為)

- 第 14 条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、商品取引所法、同施行規則、受託契約準則及び日本商品先物取引協会「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

(広告・宣伝に係る管理措置)

- 第 15 条 当社が、受託業務に係る広告・宣伝を行うときは、日商協「受託業務に関する規則」第 6 条を遵守するとともに、広告管理責任者を定め総務部を主体として管理するものとする。
- 2 広告管理責任者は、総務部長とし広告に関する一切を総括管理する。
 - 3 広告・宣伝の実施にあたっては、広告管理責任者へ届出し、予め審査と承認を受けなければならない。又変更する場合も同様とする。

(違反者に対する懲戒)

- 第 16 条 第 14 条に掲げる受託業務における禁止行為を行った者及び本規則に違反した者の懲戒は、その程度により注意、叱責、出社停止、降給、降級、懲戒解雇の 6 種類とする。

(受託業務管理規則の制定及び改定)

- 第 17 条 この規則の制定及び改定は、取締役会の決議を経て行うものとする。

(日本商品先物取引協会への届出)

- 第 18 条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを改定したときも同様とする。

(附 則)

- 1 . 本規則は、平成 10 年 9 月 1 日より実施する。
- 2 . 本規則は、平成 11 年 4 月 1 日より改正実施する。
- 3 . 本規則は、平成 11 年 10 月 20 日より改正実施する。
- 4 . 本規則は、平成 12 年 4 月 1 日より改正実施する。
- 5 . 本規則は、平成 12 年 10 月 1 日より改正実施する。
- 6 . 本規則は、平成 13 年 8 月 1 日より改正実施する。
- 7 . 本規則は、平成 14 年 6 月 17 日より改正実施する。

- 8 . 本規則は、平成 14 年 7 月 1 日より改正実施する。
- 9 . 本規則は、平成 14 年 8 月 1 日より改正実施する。
- 10 . 本規則は、平成 15 年 4 月 1 日より改正実施する。
- 11 . 本規則は、平成 15 年 6 月 6 日より改正実施する。
- 12 . 本規則は、平成 15 年 7 月 7 日より改正実施する。
- 13 . 本規則は、平成 16 年 7 月 1 日より改正実施する。
- 14 . 本規則は、平成 17 年 5 月 1 日より改正実施する。
- 15 . 本規則は、平成 17 年 9 月 12 日より改正実施する。
- 16 . 本規則は、平成 18 年 10 月 23 日より改正実施する。

商品先物取引未経験委託者からの受託に係る取扱い要領

当社は、受託業務管理規則第8条第2項第4号に基づき、未経験委託者からの取引の受託にあたっては、委託者の保護とその育成を図るため、委託者の属性（投資可能資金額、資産、取引経験等）及び、理解度等を考慮の上、受託を行うよう次のことを定める。

- 1 習熟期間内の一定取引量は、投資可能資金額の1/3の額に相当する数量とする。
- 2 委託者本人が、前項の一定取引量を超える取引を希望した時は、商品先物取引に習熟していると認められる場合を例外の要件とし、当該委託者が当社において商品先物取引の未経験者を保護するための取引量を制限する措置が設けられていること及び、例外の要件を理解しているほか、当該要件を自ら満たすことについて確認している旨の自書による書面での申告を得るとともに、当該委託者が商品先物取引に習熟していることを、客観的に確認している場合に限り、総括責任者の審査を受けることができる。
- 3 担当外務員等は、未経験委託者の自発的な要請を受けて、前項の自書による申告書面及び「一定取引量を超える取引の申請書及び調書」（以下「調書」と言う。）並びに当該委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認するものを管理担当責任者へ提出するものとする。管理担当責任者は、調書内容を確認し所見を記入の上、調書に申出書を添付し、総括責任者に受託の許可の申請をするものとする。
- 4 総括責任者は、これらの申告書面、調書及び習熟度を審査し、適当であると判断したときは、妥当と思われる範囲で一定取引量を超える取引の委託を受けることが出来る。尚、その場合においても投資可能資金額を上限とするほか、必要と認められる場合には当該管理担当責任者及び外務員等に対し所要の指示を行い、当該委託者の管理に万全を期するものとする。
- 5 前項の審査結果については、審査日、審査過程、最終審査者及びその判断根拠を「調書」に記載し、取引終了後3年間保管するものとする。

外務員の登録状況

期首登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末登録外務員数
106名	12名	30名	88名

委託者に関する事項

期首委託者数	新規委託者数	期末委託者数
659名	296名	538名

⑧ 苦情・紛争に関する事項

平成18年度中の受付件数及び処理結果

苦情 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	12	6	0	0	6
取引に係るもの	9	4	0	0	5
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合計	21	10	0	0	11

- (注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者が当社に対して異議、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は、当事者間で自主解決ができなかったもの。

紛争 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	不調	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	2	0	0	0	2
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合計	2	0	0	0	2

- (注) 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、又は日商協にあっせん若しくは調停の申出をしたもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決できなかったもの。

⑨ 訴訟に関する事項

(1) 平成18年度中の係争

今年度中における訴訟は26件（前年度より係争中のもの18件を含む）あり、委託者が取引に係る損金を支払わない等の理由により当社が委託者に対して訴訟を提起したものが1件、また、委託者が当社の不法行為で損害を被った等の理由により当社に対して訴訟を提起したものが25件あり、現在係争中の訴訟は17件です。

訴訟件数	判決	和解	係争中
26件	0件	9件	17件

(2) 平成18年度中の判決等

今年度中の判決はありません。和解は9件です。

3. 経理の状況

貸借対照表

貸借対照表

ローズ・コモディティ株式会社

平成19年3月31日 現在

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<u>流動資産</u>	1,778,304,052	<u>流動負債</u>	1,508,767,220
現金及び預金	663,382,854	短期借入金	501,987,920
委託者未収金	21,483,298	未払法人税等	4,076,019
商 品	6,501,872	預り証拠金	954,451,082
前 払 金	3,593,720	未 払 金	20,487,733
前払費用	25,977,383	未 払 費 用	20,432,600
保管有価証券	88,220,450	預 り 金	5,191,466
差入保証金	595,420,600	前 受 収 益	2,140,400
委託者先物取引差金	300,453,700		
預 託 金	25,000,000	<u>固定負債</u>	9,496,084
未収収益	27,866,055	繰延税金負債	1,706,584
そ の 他	20,584,576	長期未払金	7,789,500
貸倒引当金	180,456		
<u>固定資産</u>	807,031,187	<u>引 当 金</u>	5,486,895
<u>有形固定資産</u>	41,713,614	商品取引責任準備金	5,486,895
建 物	32,108,530	(商品取引所法第221条)	
車 両	2,882,789		
器具及び備品	6,722,295		
<u>無形固定資産</u>	33,070,961	<u>負債合計</u>	1,523,750,199
の れ ん	16,061,700	<u>純 資 産 の 部</u>	
借 地 権	8,275,000	<u>株 主 資 本</u>	1,059,129,224
ソフトウェア	673,340	<u>資 本 金</u>	816,000,000
そ の 他	8,060,921	<u>資 本 剰 余 金</u>	99,000,000
<u>投資その他の資産</u>	732,246,612	資本準備金	99,000,000
投資有価証券	10,991,600	<u>利 益 剰 余 金</u>	144,129,224
出 資 金	248,750,000	利益準備金	105,000,000
長期未収債権	267,381,181	その他利益剰余金	39,129,224
長期差入保証金	363,748,385	別途積立金	320,000,000
長期貸付金	19,681,500	繰越利益剰余金	280,870,776
長期前払費用	7,392,474		
そ の 他	23,899,669	<u>評価・換算差額等</u>	2,455,816
貸倒引当金	209,598,197	その他有価証券評価差額金	2,455,816
<u>資産合計</u>	2,585,335,239	<u>純 資 産 合 計</u>	1,061,585,040
		<u>負債及び純資産合計</u>	2,585,335,239

損益計算書

損 益 計 算 書

自 平成18年 4月 1日
至 平成19年 3月31日

ローズ・コモディティ株式会社

(単位：円)

売 上 高		
受取委託手数料	1,319,327,500	
売 買 損 益	<u>7,941,697</u>	<u>1,311,385,803</u>
売 上 総 利 益		1,311,385,803
販売費及び一般管理費		<u>1,485,663,995</u>
営 業 損 失		174,278,192
営業外収益		
受取利息及び割引料	978,415	
受取配当金	17,500	
賃 貸 料 収 入	26,080,919	
有価証券売却益	7,087,000	
そ の 他	<u>4,269,344</u>	38,433,178
営業外費用		
支払利息及び割引料	4,729,622	
そ の 他	<u>7,068,844</u>	<u>11,798,466</u>
経 常 損 失		147,643,480
特別損失		
貸倒引当金繰入額	29,310,234	
商品取引責任準備金繰入額	401,240	
本社・東京支社移転費用	<u>45,715,988</u>	<u>75,427,462</u>
税引前当期純損失		223,070,942
法人税、住民税及び事業税	1,219,900	
法人税等調整額	<u>62,400,562</u>	<u>63,620,462</u>
当 期 純 損 失		<u><u>286,691,404</u></u>

株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

自 平成18年 4月 1日

至 平成19年 3月31日

	株 主 資 本						評価・換算 差額等	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金					株主資本 合 計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計			
				別途積立金	繰越利益 剰 余 金		その他 有価証券 評価差額金		
前 期 未 残 高 (平 成 18 年 3 月 31 日)	円 816,000,000	円 99,000,000	円 105,000,000	円 740,000,000	円 391,679,372	円 453,320,628	円 1,368,320,628	円 3,369,018	円 1,371,689,646
当 期 変 動 額	剰 余 金 の 配 当				22,500,000	22,500,000	22,500,000		22,500,000
	別 途 積 立 金 の 取 崩			420,000,000	420,000,000	0	0		0
	当 期 純 損 失				286,691,404	286,691,404	286,691,404		286,691,404
	株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 中 の 変 動					0	0	913,202	913,202
	計	0	0	0	420,000,000	110,808,596	309,191,404	309,191,404	913,202
当 期 未 残 高 (平 成 19 年 3 月 31 日)	816,000,000	99,000,000	105,000,000	320,000,000	280,870,776	144,129,224	1,059,129,224	2,455,816	1,061,585,040

個別注記表

個別注記表

重要な会計方針

当事業年度より、会社法及び会社計算規則に基づき計算書類を作成しております。

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他の有価証券

時価のあるもの …………… 決算日の市場価格に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)

時価のないもの …………… 総平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法 …… 先入先出法による原価法

3. 固定資産の減価償却方法

(1)有形固定資産 …………… 定率法

但し、平成 10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。

(2)無形固定資産・長期前払費用 …………… 定額法

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異(22,139,796円)については、15年による按分額を費用処理しております。

ただし、当事業年度においては、年金資産の拠出額が退職給付費用を超過するため、商品先物取引業統一経理基準(平成 18年 5月改正版)に基づき、資産の部の前払費用に前払年金費用を計上しております。

(3)商品取引責任準備金 …………… 商品取引事故の損失に備えるため、商品取引所法第 221条の規定により限度相当額を計上しております。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. 営業収益の計上基準

(1) 受取手数料

商品先物取引 …………… 委託者が商品取引所において取引を約定したときに計上しております。

(2) 売買損益 …………… 反対売買により取引を決済したときに計上しております。また、未決済建玉については時価による評価損益を計上しております。

7. 消費税等の会計処理 …………… 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式を採用しております。

会計方針の変更

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成 17 年 12 月 19 日 企業会計基準第 5 号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成 17 年 12 月 19 日 企業会計基準適用指針第 8 号)を適用しております。

なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は、1,061,585,040 円です。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 61,322,100 円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金 600,000,000 円

預託金 25,000,000 円

計 625,000,000 円

(2) 担保に係る債務

短期借入金 501,987,920 円

基金代位弁済限度額 100,000,000 円

計 601,987,920 円

3. 取締役に対する金銭債権 2,200,000 円

4. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座借越契約を締結しております。当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次の通りであります。

当座借越極度額 650,000,000 円

借入金実行残高 501,987,920 円

差引額 148,012,080 円

重要な後発事象に関する注記

本社移転の決定

- | | |
|-------------|---|
| (1) 本社移転の理由 | 本社所在地を大阪市中央区南船場に移転する事により、一層のコスト削減を実施し、黒字体質に転換するため、平成 19 年 4 月 6 日開催の取締役会において決議いたしました。 |
| (2) 移 転 先 | 大阪市中央区南船場 2 丁目 12 番 5 号 |
| (3) 賃貸契約相手先 | 有限会社 フレーテ |
| (4) 移転予定日 | 平成 19 年 7 月 2 日 |
| (5) 移転に伴う費用 | 現在の本社ビルにおける、建物附属設備・器具及び備品の除却により 21,854 千円。 |

その他の注記

勘定科目に関する注記

- | | |
|-------------|---|
| 委託者先物取引差金…… | 委託者の未決済取引を決済したと仮定して計算した委託者の売買損相当額を、委託者に代わって取引所に立替払いした金額であります。この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を合計して算出したものであります |
|-------------|---|

監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額 / リスク額 × 100]	694.8%
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額 / 資本金額 × 100]	123.5%
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本 / 資本金額 × 100]	130.1%
(d) 自己資本比率 [自己資本 / 総資産額 × 100]	41.1%
(e) 修正自己資本比率 [自己資本 / 総資産額 × 100]	55.8%
(f) 負債比率 [負債合計額 / 純資産額 × 100]	150.6%
(g) 流動比率 [流動資産額 / 流動負債額 × 100]	117.9%

比率は、小数点第 2 位を四捨五入しております。

その他追加情報について

本社移転について

当社は、平成 19 年 7 月 2 日付けで、本社を移転しました。
新所在地は下記のとおりです。

新所在地

〒542-0081

大阪市中央区南船場 2 丁目 12 番 5 号

心斎橋イーストスクエア 7 階

電話番号 06-4560-1956 (代表)

役員の変動について

若松昭彦取締役は、平成 19 年 6 月 27 日付で、退任致しました。